

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年2月26日付第227号

モスクワ

外国エージェントの特別口座から金銭を引き落とす場合について

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第9条第20項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第9条第14項に掲げる特別ルーブル口座からの金銭の引き落としは、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動状況の監視について」第9条第18項にもとづいてロシア連邦政府が定めた公認銀行により当該口座に対するサービスの手数料が徴収される場合に生じる外国エージェントの債務にかかわって行われる。

2. 本決定は2025年3月1日より発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン